

広島県教育委員会訓令第四号

県立学校

広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

広島県教育委員会

委員長 天野 肇

広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令の一部を改正する訓令

広島県立学校職員の勤務成績の評定に関する訓令（平成十五年広島県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一部主事の評価項目中①部の校務処理の項の次に次のように加える。

②教職員の育成	部に属する教職員に指導助言をし、能力の育成を行うこと。
---------	-----------------------------

別表第一部主事の部中「②学習指導」や「③学習指導」及び「③生徒指導等」や「④生徒指導等」に改める。

別表第一部主事の部の次に次のように加える。

主幹教諭 指導教諭	①校務整理	校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を適切に整理すること。
	②教職員の育成	所掌する事務に関して、教職員に指導助言をし、能力の育成を行うこと。
③学習指導	教科に関する知識・技能を有し、指導方法の工夫改善を行い、児童生徒の学力の定着・向上を図ること。 児童生徒の実態に応じた計画を立て、特性に応じて適切に、きめ細やかな指導を行うこと。	
④生徒指導等	生徒指導等に関する知識・技能を有し、児童生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていく態度や能力を育成すること。 教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒の好ましい人間関係を育て、児童生徒理解を深めること。	
指導教諭	①教育指導に関する指導助言	教職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導助言を行うこと。
	②学習指導	教科に関する知識・技能を有し、指導方法の工夫改善を行い、児童生徒の学力の定着・向上を図ること。 児童生徒の実態に応じた計画を立て、特性に応じて適切に、きめ細やかな指導を行うこと。
	③生徒指導等	生徒指導等に関する知識・技能を有し、児童生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていく態度や能力を育成すること。 教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒の好ましい人間関係を育て、児童生徒理解を深めること。

別表第一に種別コードのよび加える。

備考 主幹教諭のうち「養護をつかさどる主幹教諭」及び「栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭」に係る評価項目の③及び④は、それぞれ次のとおり取り扱う。

- (1) 養護をつかさどる主幹教諭について、評価項目③は「保健に関する指導」として、養護教諭の評価項目②を用い、評価項目④は「保健管理等」として、養護教諭の評価項目①及び③を併せて用いる。
- (2) 栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭について、評価項目③は「食に関する指導」として、栄養教諭の評価項目①を用い、評価項目④は「給食管理等」として、栄養教諭の評価項目②及び③を併せて用いる。

別表第三

「教頭・部主事」

や

「教頭，部主事，主幹教諭，指導教諭」

に定める。

別表第四

部主事	校長	教育長	教育長	教育長	校長	校長
-----	----	-----	-----	-----	----	----

や

部主事	校長	教育長	教育長	教育長	校長	校長
主幹教諭	教頭	校長	校長	校長	校長	校長
指導教諭	教頭	校長	校長	校長	校長	校長

に定める。

別記様式第三号

部の校務処理						
--------	--	--	--	--	--	--

や

部の校務処理						
教職員の育成						

に定める。

別記様式第三号の次に次の二様式を加える。

様式第3号の2 (第8条関係)

勤 務 評 定 書 定期・特別 広島県教育委員会教育長 印

(主幹教諭)

所 属	学校
校 番	番
通し番号	

職 名	ふ り が な 氏 名	性別	生 年 月 日	満年齢
主幹教諭		男・女	昭和 年 月 日	年 月

一次評定者 印

二次評定者 印

勤務成績

評定期間： 年 月 日～ 年 月 日

区 分	能 力		実 績		意 欲		特 記 事 項	
	一次 評定	二次 評定	一次 評定	二次 評定	一次 評定	二次 評定	一 次 評 定 者	二 次 評 定 者
校 務 整 理								
教 職 員 の 育 成								
学 習 指 導								
生 徒 指 導 等								

総 評 (換算点 /180)

総合評定 (絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
総合評定 (相対)	S	A	B	C	D	
広島県教育委員会教育長	S	A	B	C	D	広島県教育委員会教育長所見

適 性 等

(1) 適 性	(2) 性格及び身体状況 【病休及び休職期間等】(年 月 日～ 年 月 日)
---------	--

備考 勤務成績中の「学習指導」及び「生徒指導等」について、養護をつかさどる主幹教諭は、それぞれ「保健に関する指導」及び「保健管理等」とし、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭は、それぞれ「食に関する指導」及び「給食管理等」とする。

様式第3号の3 (第8条関係)

勤 務 評 定 書 定期・特別 広島県教育委員会教育長 印

(指導教諭)

所 属	学校
校 番	番
通し番号	

職 名	ふ り が な 氏 名	性別	生 年 月 日	満年齢
指導教諭		男・女	昭和 年 月 日	年 月

一次評定者 印

二次評定者 印

勤務成績

評定期間： 年 月 日～ 年 月 日

区 分	能 力		実 績		意 欲		特 記 事 項	
	一次 評定	二次 評定	一次 評定	二次 評定	一次 評定	二次 評定	一 次 評 定 者	二 次 評 定 者
教育指導に関する指導助言								
学 習 指 導								
生徒指導等								

総 評 (換算点 /180)

総合評定 (絶対)	S	A	B	C	D	総合所見
総合評定 (相対)	S	A	B	C	D	
広島県教育委員会教育長	S	A	B	C	D	広島県教育委員会教育長所見

適 性 等

(1) 適 性	(2) 性格及び身体状況
	【病休及び休職期間等】 (年 月 日～ 年 月 日)

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。